

不服として準起訴手続に入り、刑事訴訟法第262条～第269条及び刑事訴訟規則第169条～第175条の規定に則り【付審判制度】を裁判所に提起、裁判所の決定により公訴が提起されたものとみなされる。

なお、当該公務員への罰の求刑は、禁固90日を申し立てる。
また禁固を以て、公務員職を罷免する事とする。

6. 【勝訴の場合と否決の場合】

4. と 5. を踏まえ、

① 当方勝訴の場合、行政府は、日本国憲法で保障された主権者国民の健康や生存権、幸福追求権の権利行使達成のための政策の計画や遂行にあたり、【憲法で定められた全体の奉仕者である公務員の公務が、事実や証拠根拠に基づいて中立公正な事務を引き続き行う】ことを要求し、存在しない新型コロナウイルスに関わる部分のみの感染症対策や政策予算出動その他全般全てを速やかに中止し、国民と海外友好国に【新型コロナ禍収束宣言】を行うことを強く要求する。

② 否決の場合、1. から 4. までの手続きや判決の結果と新証拠証言の積み重ねを踏まえ、さらに上級裁判所に抗告、控訴、上告、と追求すべき権利行使の達成が導き出されるまで無期限に繰り返し行う。

7. 【求めの申し立ての終了時期】

1. から 6. までの求めの段階途中においても、行政府の自浄能力が機能し主権国民の権利、身体、自由を保障保護する、全体の奉仕者としての中立公正な公務員の公務が現認された時点において、当方は【いつでも求めの申し立てを終了する】こととします。

以下余白。